

「香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金」の質問と回答（FAQ）

番号	分類	質問	回答
1	申請（期間）	申請期間はいつまでか。	令和5年1月10日（火）から令和5年2月28日（火）までとなります。当日消印有効ですが、申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要するためお早めの申請をお願いします。
2	申請（書類入手方法）	申請書類はどこで入手できるのか。	<p>物価高騰等対策給付金事務局のホームページ又は香川県のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが困難な場合は、香川県庁東館受付や各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で申請書類を配布しております。ただし、申請方法や制度の内容については、市役所・町役場ではお答えできませんので、必ず物価高騰等対策給付金コールセンター（電話087-822-0261）へお尋ねください。</p> <p><香川県庁、県民センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県庁 東館受付 高松市番町四丁目1-10 ・東讃県民センター さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎1階 0879-42-1370 ・中讃県民センター 善通寺市生野本町一丁目1番12号 仲多度合同庁舎1階 0877-62-9610 ・小豆県民センター 小豆郡土庄町湖崎甲2079-5 小豆合同庁舎北館2階 0879-62-2266 ・西讃県民センター 観音寺市坂本町七丁目3番18号 三豊合同庁舎1階西側 0875-25-5200 <p><県内市役所、役場の商工担当課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市 産業振興課 087-839-2411 ・丸亀市 産業観光課 0877-24-8844 ・坂出市 産業課企業活力推進室 0877-44-5103 ・善通寺市 商工観光課 0877-63-6315 ・観音寺市 商工観光課 0875-23-3933 ・三豊市 産業政策課 0875-73-3012 ・さぬき市 商工観光課 087-894-1114 ・東かがわ市 地域創生課 0879-26-1276 ・土庄町 商工観光課 0879-62-7004 ・小豆島町 商工観光課 0879-82-7021 ・三木町 地域活性化課 087-891-3320 ・直島町 まちづくり観光課 087-892-2020 ・宇多津町 まちづくり課 0877-49-8009 ・綾川町 経済課 087-876-5282 ・琴平町 観光商工課 0877-75-6710 ・多度津町 産業課 0877-33-1113 ・まんのう町 地域振興課 0877-73-0122
3	申請（書類入手方法）	ホームページを見られない人に申請書類を郵送してくれるのか。	申請書類の郵送等は行っておりません。お手数ですが、上記の配布場所でお受け取り下さい。
4	申請（提出）	申請書類はどのように提出すればよいか。	必ず、簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により提出してください。なお、持参による受付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行っておりません。
5	申請（提出）	申請書類の提出に係る郵送料は、申請者の負担となるのか。	郵送料は、申請者の負担をお願いいたします。
6	申請（提出）	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	申請書類の作成に当たり、御不明な点等がありましたら、コールセンター（電話087-822-0261）にお問い合わせください。申請書類の作成補助が必要な方は、サポートセンターを設けておりますので、必ずお電話で予約をしてお越しください。予約がない方への対応はできませんのでご注意ください。その際、確定申告書（控え）や月別に整理された売上台帳等の必要資料一式をご持参ください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口での申請書類の受付は行いませんので、郵送でご提出ください。
7	支払い対象	支払い対象となるのは、どのような事業者か。	<p>給付金の支払い対象は、香川県内に本社又は主たる事業所（個人事業主であって事業所がどこにも無い場合には住居）を有する中小企業（※1）、中堅企業等（※2）又は個人事業主に該当する事業者です。</p> <p>（※1）中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。</p> <p>（※2）中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の（1）又は（2）のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の（1）若しくは（2）のうちいずれかを満たす法人であること。</p> <p>（1）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること</p> <p>（2）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること</p>
8	支払い対象	大企業は支払い対象になるのか。	給付金の支払い対象は、香川県内に本社又は主たる事業所（個人事業主であって事業所がどこにも無い場合には住居）を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主に該当する事業者のため、大企業は支払い対象となりません。
9	支払い対象	本社が香川県外にあり、事業所・店舗は県内にある場合は支払い対象となるのか。	給付金の支払い対象は、香川県内に本社又は主たる事業所（個人事業主であって事業所がどこにも無い場合には住居）を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主に該当する事業者であるため、本社が県外にある場合は支払い対象となりません。

番号	分類	質問	回答
10	支払い対象	支払い対象外となる事業者について教えてほしい。	次のいずれかに該当する事業者は、給付金の支払い対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第1に掲げる公共法人（土地改良区、土地改良区連合を除く）、政治団体、宗教上の組織・団体 ・香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる者（暴力団、暴力団員及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者） ・既にこの給付金の支払いを受けた事業者（この給付金の支払いは1事業者につき1回に限ります。） ・次のいずれかの事業から支払いを受けた事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①香川県医療・福祉施設応援事業 ②香川県私立学校応援事業 ③香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業 ・その他、支給することが適当でないと思料が認められる者
11	支払い対象（併給）	高松市が実施する「高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金」と両方を受給することは可能か。	併給は可能です。問い合わせ先は下記となります。 高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金コールセンター 電話番号：087-826-0449 開設期間：令和5年1月10日～2月28日【8時30～17時15分（平日のみ）】
12	支払い対象	フリーランスは申請が可能か。	事業として収入を得ている場合は申請が可能となります。 確定申告書の写し等を提出していただき、業種や屋号、事業収入等が計上されているかどうかを確認させていただきます。
13	支払い要件	給付金の支払いとなる要件は、どのようなものか。	支払い対象に該当する者のうち、令和4年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有し、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たしていることとします。 なお、売上高、売上総利益率は、県内すべての事業所・店舗の合計で算定します。 （ア）令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高と比較して20%以上減少していること （イ）令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率と比較して10%以上減少していること
14	支払い要件	県内外に事業所・店舗を有し、経営している場合の取り扱いはどうなるのか。	支払い要件の算定に当たっては、県外の事業所・店舗の売上高や売上総利益は含めません。
15	支払い要件	県内に住居を有する個人事業主が、県外でのみ事業所を構え、事業を行っていた場合の取り扱いはどうなるのか。	支払い要件における売上高減少率や売上総利益率の減少率の算定は、「事業者としての県内全ての事業所・店舗」での売上高や売上総利益を基礎に算定することとしており、本件のように県外にのみ事業所を構える場合は、支払い要件を満たしません。
16	支払い要件	事業全体では支払い要件を満たさないが、一部の事業単位では支払い要件を満たす場合の取り扱いはどうなるのか。	この給付金は、事業者単位で支払い要件を算定するため、事業全体で支払い要件を満たさなければ、支払い対象となりません。例えば、県内にて複数の事業所や店舗を営んでいる場合、県内全ての事業所・店舗の売上高や売上総利益を合算し、支払い要件を満たしているか判断します。支払い要件を満たした事業所や店舗の売上高や売上総利益のみを算定するものではありません。
17	支払い要件	支払い要件に売上高と売上総利益率の2つの要件があり、「売上高減少申告書」と「売上総利益率減少申告書」の2つ申告書があるが、どちらで申請してもよいのか。	まずは売上高が20%以上減少しているかご確認いただき、売上高要件を満たしている場合は、「売上高減少申告書」によりご申請ください。その上で売上高要件を満たしていない場合は、売上総利益率が10%以上減少しているかご確認いただき、売上総利益率要件を満たしている場合は、「売上総利益率減少申告書」によりご申請ください。
18	支払い要件	事業による収入は無いが申請は可能か。	申請できません。事業による収入のない給与収入等のみの方は、この給付金の支払い要件を満たしません。
19	支払い要件	個人事業主であるが、不動産収入をこの給付金における売上高に含めることはできるか。	この給付金では、原則として確定申告において「事業」による収入と申告しているものを売上高として扱います。したがって、「不動産」による収入として申告している場合は売上高に含めず、「事業」による収入として申告している場合は、売上高として扱います。
20	支払い要件	今後、廃業することが決まっているが、申請が可能か。	今回の給付金は、今後も県内で事業を継続する意思を有することを支払い要件としているため、廃業予定の場合は申請できません。

番号	分類	質問	回答				
21	申請（添付書類）	申請に必要な書類は何か。	提出いただく書類は、次のとおりです。 なお、「②売上高減少申告書（第2号様式（その1））又は売上総利益率減少申告書（第2号様式（その2））」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、③の書類の提出を省略できます。 ① 香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書（第1号様式） ② 売上高減少申告書（第2号様式（その1））又は売上総利益率減少申告書（第2号様式（その2）） ③ 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる書類 ④ 税務署受付印のある直近の確定申告書類の写し ⑤ 誓約書（第3号様式） ⑥ 給付金の振込口座の通帳等の写し ⑦（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し				
22	申請（添付書類）	事業者全体としての県内事業所・店舗の売上高や売上総利益がわかる書類とは、どのようなものか。	次に掲げるいずれかの書類の写しを提出してください。 ・法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」の写し ・個人事業主（青色申告）の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」の写し ・売上台帳等の写し ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など なお、「売上高減少申告書（第2号様式）」又は「売上総利益率減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は上記書類の提出を省略できます。 ただし、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式）を提出してください。				
23	申請（売上）	売上台帳とは具体的にどのようなものか。	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる書類（売上総利益率の減少を要件とする場合は、売上高に合わせて売上総利益率が確認できる書類）を提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが各年の4月から12月までの任意の連続する3か月の事業による収入であること及びその合計額を確認できる資料を提出してください。 ※給与明細（フリーランス等の売上を端的に示しているものを除く。）、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ※提出するデータが対象月の事業による収入であることを確認できるように、対象となる売上月（対象月）を記載してください。 ※売上額が0円の月は、そのことを明確に記載したうえで、理由書（様式任意）を提出してください。				
24	申請（売上）	サポートセンターで売上高等の確認を求める場合、どのような書類を持参すればよいか。	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる売上台帳等や確定申告書等を持参してください。またサポートセンターをご利用される場合は、必ず事前にお電話にてご予約のうえお越しください。（サポートセンター：電話番号087-822-0261）。ご予約をされていない方への対応はできませんのでご注意ください。				
25	申請（売上）	「売上高減少申告書」や「売上総利益率減少申告書」における【確認者記入欄】とは、誰による確認のことか。	①顧問契約等により平時から相談している税理士、公認会計士、②サポートセンターの税理士等による記入欄となります。この①又は②による確認者記入欄への署名がある場合は、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる売上台帳等の提出は不要となります。				
26	申請（売上総利益率）	売上総利益率とはどのようなものか。	売上高に対して、売上総利益が占める割合を示す財務指数です。売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたものです。 $\text{売上総利益} = \text{売上高} - \text{売上原価}$ $\text{売上総利益率} = \text{売上総利益} \div \text{売上高} \times 100$ <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売上高 (200万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売上原価 (120万円)</td> <td style="text-align: center;">売上総利益 (80万円)</td> </tr> </table> <p>上記の場合、 $\text{売上総利益} : 200\text{万円} - 120\text{万円} = 80\text{万円}$ $\text{売上総利益率} : 80\text{万円} \div 200\text{万円} \times 100 = 40\%$</p>	売上高 (200万円)		売上原価 (120万円)	売上総利益 (80万円)
売上高 (200万円)							
売上原価 (120万円)	売上総利益 (80万円)						
27	申請（売上総利益率）	売上総利益率の減少は、どのように確認すればよいか。	「売上総利益率減少申告書（第2号様式（その2））」に記載いただく、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率と、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率を比較し、減少率が10%以上であるかを確認してください。 (例) 令和4年10・11・12月の売上総利益率が45%、令和元年10・11・12月の売上総利益率が52%の場合、減少率： $(52-45) \div 52 \times 100 = 13\%$				
28	申請（売上総利益率）	売上総利益率が確認できる書類とは、どのようなものか。	経理ソフトから抽出、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面などをご提出ください。また、その他追加で確認資料（決算書又は確定申告書等）の提出を求める場合があります。				

番号	分類	質問	回答
29	申請（確定申告）	確定申告書の控えに税務署による收受日の受付印は必要となるか。	確定申告書の控えには税務署による受付印が必要となります。
30	申請（確定申告）	税務署受付印のある確定申告書がない場合は、どのようにすればよいか。	受付印のない確定申告書の写しに加えて、次の書類を提出してください。 ・電子申告の場合：e-Tax から「メール詳細(受信通知)」を印刷したもの ・書面提出の場合：国の税務署が発行する「納税証明書(その2：所得金額の証明)」
31	申請（その他）	振込口座の通帳等の写しとは、具体的にどこ部分か。	通帳のオモテ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写しを提出してください。インターネットバンキングをご利用の場合には、上記の情報が分かるサイトページの写しを提出してください。
32	申請（その他）	運転免許証の裏面に新住所が記載されている。表面と裏面の両方の写しが必要か。	運転免許証に記載の住所が、申請者の現住所と一致していることを確認するため、裏面に新住所が記載されている場合は、表面と裏面の両方の写しを提出してください。
33	創業等特例	令和元年10月2日以降に創業したことから、比較する令和元年の3か月分の売上資料がない場合は、どのような扱いとなるか。	令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合、売上高又は売上総利益率の算定方法の特例を設けています。詳しくは、申請受付要項のP.12創業等特例についてをご覧ください。 なお、令和4年1月2日以降に事業を開始した場合は、この給付金の支給対象となりません。
34	創業等特例	新規創業者である場合、創業開始月は何をもって確認するのか。また追加で求められる資料はあるのか。	事業を開始した日を証する公的書類として、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は開業届の写しの提出を求めます。
35	決定通知	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	支払いを決定した場合は、申請者へ「支給決定及び振込みのお知らせ」を送付します。また、審査の結果、支払いを行わない場合も文書で通知します。
36	決定通知	「支給決定及び振込みのお知らせ」はどこ住所に郵送されるのか。	申請書の【申請者の情報】に記載されている住所へ郵送します。
37	支払い	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。
38	支払い	給付金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、書類が整った申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
39	支払い	現金での支払いは可能か。	現金払いはできません。申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座に振り込みます。
40	支払い	給付金を誤って受給した場合、どのようにすればよいか。	支払い要件を満たしていないにも関わらず受給した場合には、速やかに返還を行っていただけます。返還については、サポートセンター窓口（電話番号：087-822-0261）までお問い合わせください。